

## 本校のねらい

「将来教職を目指す学生達が、本校の児童・生徒と学校生活を体験することを通して、障害児の理解や特別支援教育について学び、今後に生かす。」

### <参考>

ー小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に関わる教育職員免許法の特例等に関する法律(平成9年法律第90号)第一条よりー

この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育のいっそうの充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとするものに、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の特例等を定めるものとする。

## 基本体験内容

- ・車いすの移動介助   ・車いすの乗降介助   ・各取り組みへの参加
- ・排泄介助(生徒によっては行わない場合もありますので各担当教員に聞いてください。)
- ・摂食の見守り       ※自立活動室での指導には参加しない